

主要記事の要旨

電子情報と法

—電子情報の進展に法はどのように対応してきたか—

大山 英久

- ① 本稿は電子情報の進展に対する法的対応について概観したものである。まず、今日のようにインターネットが一般的になってきた過程を紹介し、次いでネットワークで扱われる電子情報の特質や法的な問題点を記し、最後にこれまでの法的な対応状況を記している。さらに別表では、制定された主な法律を年代順に記載し、改正法については簡単な改正点を記した。新規制定法については参考資料にその目的を記した。
- ② インターネットは、1969年にアメリカ国防総省のDARPAが構築したネットワークが始まりだと考えられている。1990年代半ば以降、商用ネットワークの出現、パソコンやブラウザの一般化もあって、インターネットは一般に普及していった。そして、情報通信技術の進展はコンピュータや通信回線の高機能大容量低価格化をもたらし、インターネットの普及を一層加速し、それに伴いネット上の情報量も増え、内容も多様化していった。
- ③ 電子情報には、一般的に保有や利用に競合性や排他性を持たないという特質がある。そして情報通信技術の進展は、情報を自由に加工し、距離に関係なく同時に多くの人に送信することや、様々な情報を入手することを容易にした。このことはまた、ネット上に無責任な情報や不正確な情報をもたらしたり、ウィルス、不正アクセス、データ破壊、プライバシーの侵害、著作権侵害、個人情報の不正使用などの問題を生じさせた。
- ④ 当初は、コンピュータデータの破壊や書き換え、プログラムの複製などが主な問題であったが、ネットワークの利用が進むにつれて、様々な問題が発生してきた。プライバシーの侵害や著作権侵害などに関係して、プロバイダーの責任も問題となった。また個人の情報が容易に利用できることから個人情報保護法の制定や、知的財産の利用や保護のために、著作権法などの改正、知的財産基本法の制定などが行われた。
- ⑤ ネットワークの進展に伴って、ネット上での商取引も活発になり、それに伴って電子契約の法制化が求められた。また、消費者を保護し、また取引の安全性を図るため、電子署名や認証などの技術が取り入れられ、それに伴う立法も行われた。
- ⑥ ネット上の情報が豊かになり、自由に使えることがより求められているが、権利保護を図ることも重要な課題である。この利用と保護のバランスが今後の施策の鍵となろう。
- ⑦ 情報通信と放送の融合のように、情報技術の進展に法的対応が追いつかない状況も生じているが、情報法という切り口で、法的枠組みを見直すことも必要となろう。

マクロで見た法人税率の日米比較について

荒 井 晴 仁

- ① 我が国の国税・地方税を含めた法人税の実効税率は、米国と並んで、他の先進国と比べて高いことが指摘される。こうした国際比較を含め、一般に使われる「実効税率」は、標準的な税率で計算された「法定実効税率」である。しかし、実際には、地方税は課税地により異なるほか、両国とも、投資減税等が行われているため、事後的に見た税率は、事前の税率とは必ずしも一致しない。
- ② 大阪大学大学院教授（当時）の跡田直澄氏による先行研究に倣い、日米両国の税務統計を用いて、事後的に見た平均的な法人税負担率である「税額調整後実効税率」を最近時点まで計算すると、わが国の「税額調整後実効税率」は、1990年代末までは米国を大幅に上回っていたが、1998-1999年の法人税引き下げ後、大幅に低下し、比較できる最新年である2004年の税率格差は3ポイント弱まで縮小している。これは、わが国では、米国に比べ、地方税率が高く、また、税額控除の規模が小さい一方で、国税の税率（30%）が連邦税率（35%）より低く、また、近年、研究開発・IT促進税制の減税効果が拡大しているためである。
- ③ 他方、日米両国のGDP統計から求めた「法人税率」は、わが国に比べ、米国の方が大幅に低いと指摘されることがある。しかし、「企業収益」の変数として、企業の営業損益に相当する「営業余剰（純）」と営業外損益に相当する「利子・賃貸料収支」の合計を用いて「法人税率」を計算すると、米国の「法人税率」は、ほぼ3割と、連邦法人税率（35%）を下回る一方、わが国の「法人税率」も、1990年代以降、大幅に低下し、近年では、20%台前半で、法定実効税率（ほぼ4割）を下回っている。
- ④ GDP統計による「法人税率」が米国で連邦法人税率（35%）を下回る理由としては、GDP統計の「企業収益」には、米国法人の国外所得（例えば、外国子会社からの配当）が含まれる一方で、「法人所得税」には外国税が含まれないため、両者の比率で求めた「法人税率」が、国外所得の比重の高い米国法人の税負担率を過小評価すること等が指摘できる。
- ⑤ また、GDP統計による「法人税率」がわが国において1990年代以降大幅に低下している背景には、1998-1999年の法人税引き下げや近年における研究開発・IT促進税制の拡充に加え、バブル経済崩壊後、繰越欠損金控除が急増し、それによる課税所得の圧縮が続いていること等が指摘できる。
- ⑥ このように、GDP統計による「法人税率」は、各国の経済構造や経済状況の違いを反映して「法定実効税率」とは乖離する性質があり、国際比較に注意を要するほか、政策論議に用いる場合は、税法上の税率との混同を招かないよう十分な配慮が必要と考えられる。

主要記事の要旨

ブラウン新政権の首相権限改革 —イギリス憲法改革提案緑書の概要と大臣規範の改定—

廣瀬 淳子

- ① イギリスでは2007年6月27日、1997年から10年にわたって続いた労働党トニー・ブレアから、同じく労働党のゴードン・ブラウン（Gordon Brown）に首相が交代した。ブラウン新政権は、2007年7月3日、緑書『イギリスの統治』を刊行し、憲法改革案を含む大胆な改革を提案した。民主主義の強化のために、首相や行政府の権限を議会や一般国民に委譲する、大規模な改革提案である。
- ② 行政府の権限の制限については、イギリスの行政府は国王の名の下に、議会の関与無しに多くの権限を行使してきたが、現代の民主制のもとではもはや不適切であるとして、海外派兵や公職任命等について議会の関与の増大と、公務員制度の法制化等を提案している。行政府の説明責任の向上については、議会へより説明責任を果たせるように、情報・安全保障委員会の説明責任の向上、国家安全保障戦略の策定、政府の優先政策策定過程の改善、省庁の年次計画等の議会での討論、などの各種方策を列挙している。
- ③ 緑書で提案された改革を実現するための憲法改革法案は、2007年11月6日の女王演説で列挙された政府の優先立法法案のひとつであり、今会期に提出することが予定されている。民主主義と首相の持つ権力との調和や説明責任の向上など政府と市民の新しい関係を目指すとした提案は、ブレア政権の改革とは異なる方向性を示している。
- ④ ブラウン新政権は、新たな『大臣規範』も発表した。これまでの大臣規範については、その行為規範の部分について、これを遵守させる手続きや組織等が明確ではないことが主要な論点となってきた。新大臣規範では、大臣の利害関係について助言するために、新たな独立顧問を任命すること、独立顧問は首相の要請に基づき大臣規範違反の疑いに関する調査を行うこと、また年次報告書と大臣の利害関係の一覧を刊行し議会に提出することとなった。これにより大臣規範遵守のための制度が強化された。大臣離職後の民間への就職についても、手続きが強化された。